

# 八幡中学校「学校いじめ防止基本方針」

知多市立八幡中学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

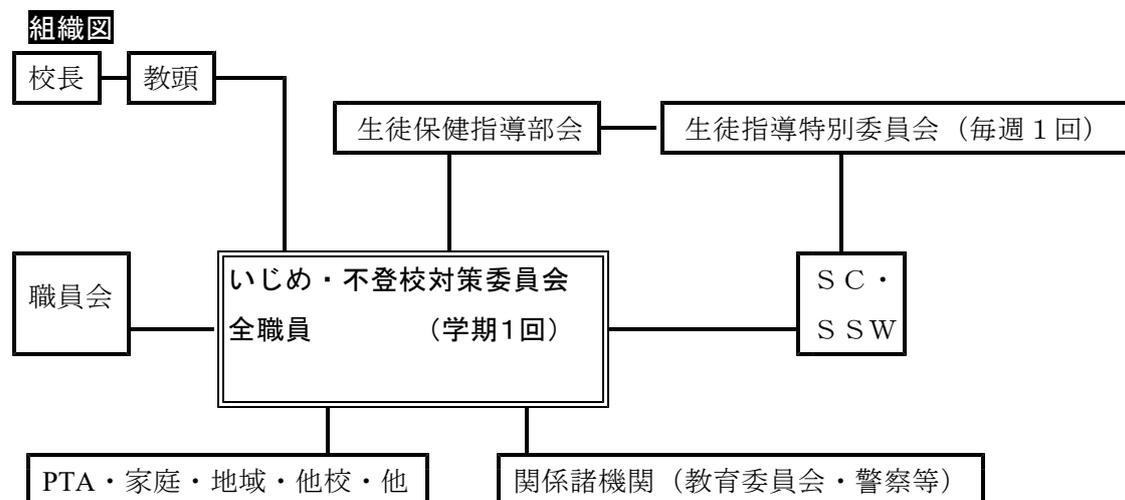
【いじめ防止対策推進法第2条】

## 2 八幡中学校の基本的な考え方

- (1) いじめは絶対に許されない行為として、全校挙げて予防と早期発見に努めることが必要である。そのためには、生徒と触れ合う時間を確保し、その中で生徒の心の動きをとらえ、小さな変化も見逃さない姿勢を常にもつ。
- (2) いじめが発見された場合は、いじめられた生徒の保護・援助を第一に考えるとともに、いじめに関わった生徒だけでなく、周囲の生徒への指導も的確に実施し、再発しないように心がける。

## 3 いじめ防止のための組織の概要

- (1) いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会（全職員）」「いじめ・不登校小委員会（生徒指導主事・保健主事・養護教諭・各学年生徒指導担当）」を設置する。



## (2) 体制づくり

- ・「いじめ・不登校対策委員会」を学期に1回開催し、いじめや不登校の事例について全職員が共通理解し、いじめの撲滅に努める。
- ・「生徒指導特別委員会」を週に1回開催し、学年間で情報を共有し、解決に向けて全職員が協力を図るとともに、以後の未然防止に努める。
- ・いじめや不登校の未然防止の取組，早期発見のための「生活アンケート」，「教育相談アンケート」の検討をし，計画的に取り組む。
- ・学校いじめ基本方針の取組についての検証と見直しを図る。
- ・全職員がいじめ・不登校への具体的な対応策の研修会などに積極的に参加して力量を高める。

## 4 方策の概要

### ○いじめの防止（未然防止のための取組）

- ・いじめ問題について教職員間での共通理解を図り，道徳科や学活の時間にいじめ問題を取り上げて指導する。
- ・生徒会活動等を通じて，いじめの問題を考えさせたり，生徒同士の望ましい人間関係や仲間づくりを促進したりする。
- ・教員の研修（さまざまな事例を元にした話し合い活動，ネット・ラインなどを理解するための研修会参加，現職教育）の充実を図る。

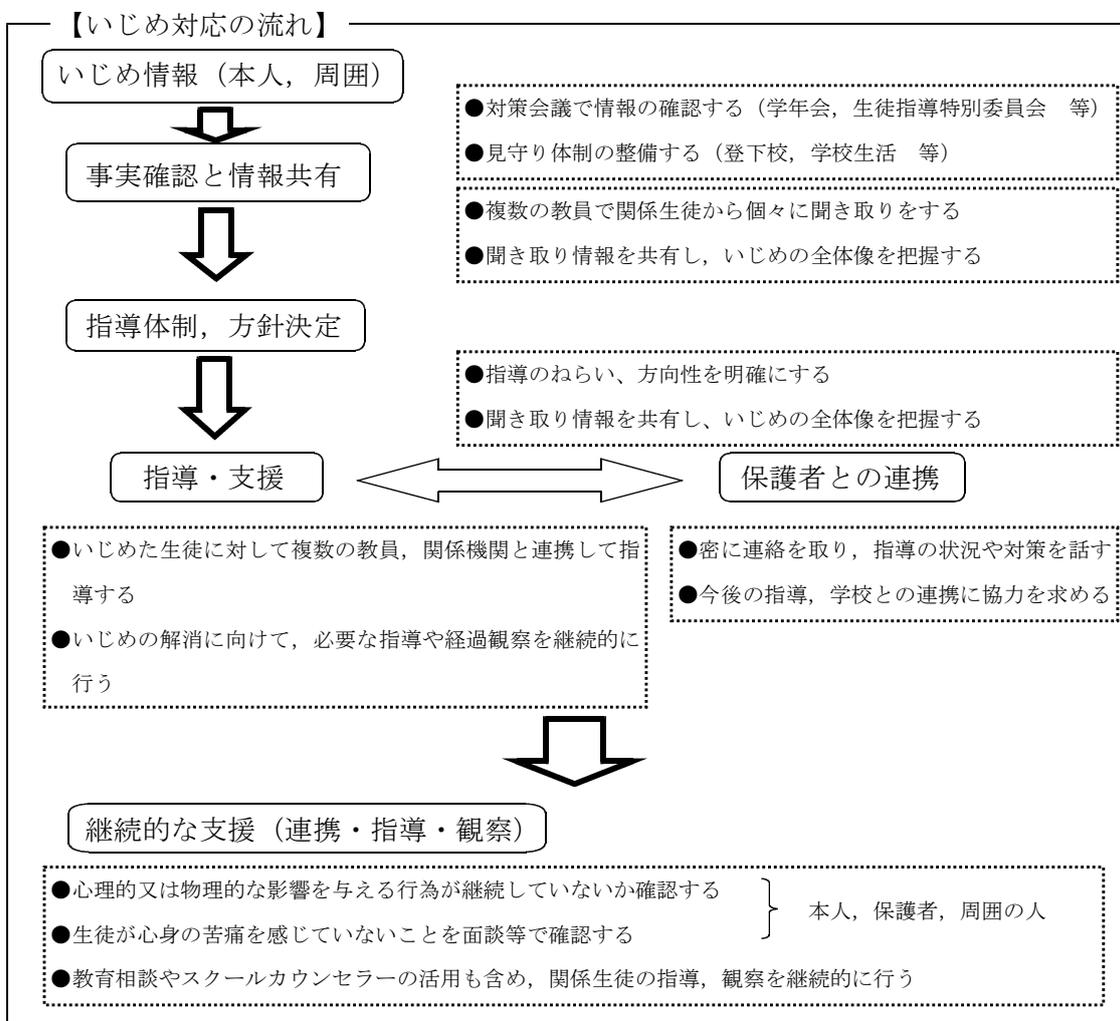
### ○早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- ・生徒指導特別委員会（教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・各学年生徒指導担当，通級指導教諭・SC・SSW）を毎週開き，情報交換を密にし，問題の早期発見に努める。また，緊急を要するときは臨時に開催する。
- ・学期1回（年3回）「教育相談アンケート」を行い，相談活動に生かすとともに，いじめや問題行動の早期発見・予防に努める。
- ・週1回のスクールカウンセリングから出てきた事柄を担当と情報交換を密にして，生徒の様子・実態を把握する。
- ・近隣の小学校・中学校・高等学校間の情報交換や地域社会の関係諸機関との連携を密にし，地域に開かれた学校をめざす。

### ○いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- ・いじめが発覚した場合，「学年会」で現状を把握し，対応を検討する。また，生徒指導特別委員会で詳細の対応を話し合い，校長・教頭に報告し，対処する。
- ・緊急を要する場合は，臨時に「いじめ・不登校対策委員会（全職員）」を開き，対応・対処について日程・役割などの作成した「いじめに対する対処計画」を確認する。また，教育委員会への報告書を作成し報告する。
- ・具体的な対処としては，「いじめられている生徒・保護者」の話を聞いたり，「いじめている生徒」に対しての指導，保護者への報告・連絡，指導の依頼等を行ったりする。

- ・いじめに対して傍観的立場の周囲の生徒に対する指導も学活，道徳科を通して適宜実施する。
- ・対処後の経過についても「学年会」「生徒指導特別委員会」「いじめ・不登校対策委員会（全職員）」で報告し，事後の指導計画を作成し，実行を図る。



## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- その他，重大事態に相当する事態が発生したとき，対応・調査を行う

(2) 対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を知多市教育委員会へ速やかに報告する
- ② 調査の主体が学校と判断された場合、調査組織を設置する
- ③ 調査組織を中心に、事態の全容解明や対処のために調査を実施する
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する
- ⑤ 調査結果を知多市教育委員会に報告し、必要な指導・措置を行う

## 6 年間計画

- 4月 いじめ防止のための「学校いじめ防止基本方針作成」  
「学校いじめ防止基本方針」の職員への徹底（職員会）  
学級活動の時間を利用して、学級の生徒と話をするコミュニケーションタイム  
の活用  
インターネットトラブルについての話
- 6月 第1回「教育相談アンケート」実施
- 7月 第1回いじめ・不登校対策委員会
- 9月 第2回「教育相談アンケート」実施
- 12月 第2回いじめ・不登校対策委員会
- 2月 第3回「教育相談アンケート」実施  
ネット利用上の問題（中学入学説明会）
- 3月 第3回いじめ・不登校対策委員会  
「学校いじめ防止基本方針」の職員への検討（職員会）

- スクールカウンセリングは、毎週実施
- 生徒指導特別委員会は、週に1回実施
- いじめ・不登校対策委員会は、学期1回、年3回実施
- 学年での情報交換は週に1回実施
- 生徒・保健指導部会は随時実施
- 長期休業明けに、生活アンケート実施（年3回）
- テスト週間中に、教育相談実施（年3回）